

防ごう非行

助けよう立ち直り



「社会を明るくする運動」始まる

第三十一回「社会を明るくする運動」が、七月一日から一か月間法務省の主唱により、全国で行われます。

この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について国民すべてが力を合わせ、明るい社会を築くことを目的として行われています。

この運動は、昭和二十四年に「犯罪者予防更生法」が施行されたとき、東京・銀座の商店連合会がこの法律の趣旨に共鳴して、保護少年の援護のための少年サマー・キャンプや街頭宣伝を行ったのをき

っかけに、その後、運動の輪がしだいに広がり、今日まで全国各地で地道に続けられてきました。

最近の少年非行は増加の一途をたどり、学校内や家庭内暴力など非行の低年齢化が進んでいます。

とくに夏休みは、学校生活から解放されて、非行への芽生えが始まる季節です。警察庁の調査によると、十四歳から十六歳までの年齢層が、少年非行の実に六割を占めています。

なかでも女子の非行が急増しており、増加率では男子のほぼ二倍という高い数字を示しているのです。

そこで、今年の運動の重点目標は「住民の連帯による青少年の非行防止と更生の援助」に置かれました。

金魚飼養者は汲み置きを水の消毒さらに厳しく！

これから夏に向かって、食中毒や伝染病などが発生しやすい季節となります。

山武水道では、これらを未然に防止し、より安全な水をお届けするために、普段より塩素をう入量を多くするとともに、消

毒効果を厳しくチェックしています。

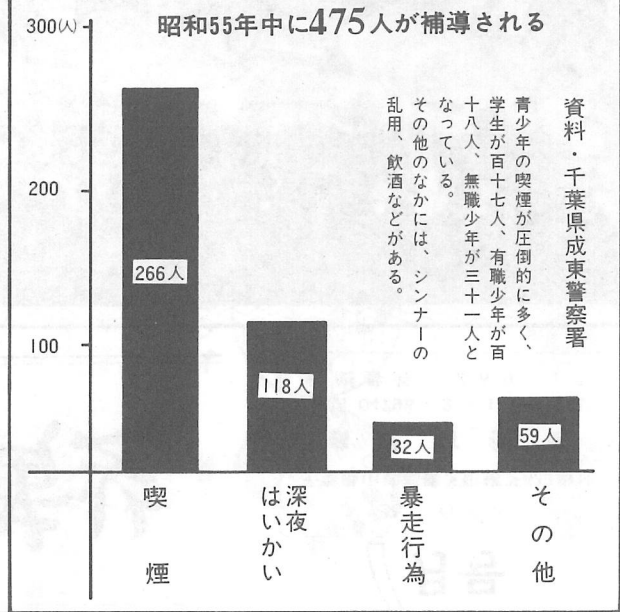
金魚、淡水魚などを飼っているお宅では、たらいやバケツに汲み置きをし、塩素除去（二十四時間以上戸外に放置）をしてから水の入れ換えをするよう、お願いいた

山武水道

山武郡市広域水道企業団（〇四七五五―二一〇五二）までお願いします。



昭和55年中に475人が補導される



更生を助ける保護司

昭和五十五年に成東警察署管内で補導された青少年は、四百七十五人、前年にくらべて二十四パーセントの増加をみせています。

犯罪者や非行少年の相談相手と

犯罪予防や罪を犯した人の更生には、地域社会の温かい協力が欠かせません。

P T Aや青年団などの、地域の人びとを主体とする活動を組織的に行い、犯罪のない明るい社会をみんなの力で築きましょう。

- なって立ち直りを助けるため、横芝町にも保護司、更生保護婦人会員がいます。
- 青少年問題でお困りの方は、近くの保護司などにご相談ください。
- 〇横芝町保護司会会員（敬称略）
- 押尾 献一（東町三）
 - 伊野 敏朗（鳥喰下）
 - 越川 浩一（東町一）
 - 伊藤 利雄（姥山）
 - 松岡 斑（牛熊）
 - 吉岡 福蔵（本町三）
 - 秋葉松太郎（関場）
 - 早川 衛（荒場）